

令和 8 年

東濃中部病院事務組合議会
第 1 回定例会会議録

令和 8 年 2 月 1 6 日開会
同 日 閉会

東濃中部病院事務組合議会

令和8年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
議会事務局職員出席者	2
開 会	2
・ 日程第1 会議録署名議員の指名について	3
・ 日程第2 会期の決定について	3
・ 諸般の報告	3
・ 日程第3 議第1号から日程第7 議第5号（一括上程・説明）	3
・ 日程第3 議第1号から日程第5 議第3号（一括質疑）	8
・ 日程第6 議第4号（質疑）	8
・ 日程第7 議第5号（質疑）	8
・ 日程第3 議第1号（討論・採決）	9
・ 日程第4 議第2号（討論・採決）	9
・ 日程第5 議第3号（討論・採決）	9
・ 日程第6 議第4号（討論・採決）	10
・ 日程第7 議第5号（討論・採決）	10
・ 日程第8 一般質問	
9番 渡邊康弘君	10
閉 会	12

令和8年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和8年2月16日（月）午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第1号 令和8年度東濃中部病院事務組合一般会計予算
- 第4 議第2号 令和8年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算
- 第5 議第3号 令和8年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算
- 第6 議第4号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）
- 第7 議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第8 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第1号から日程第7 議第5号
- 日程第8 一般質問

出席議員 9名

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 木 股 英 明 君 | 6番 福 永 泰 子 君 |
| 3番 水 石 玲 子 君 | 7番 奥 村 一 仁 君 |
| 4番 北 谷 峰 二 君 | 8番 辻 正 之 君 |
| 5番 西 尾 隆 久 君 | 9番 渡 邊 康 弘 君 |
| | 10番 柴 田 増 三 君 |

欠席議員 1名

- 2番 安 藤 学 君

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------------|-----------------|
| 管 理 者 加 藤 淳 司 君 | 副管理者 水 野 光 二 君 |
| 参 事 鷲 見 直 人 君 | 事務局長 鈴 木 聡 君 |
| 総務課副参事 小 栗 健 利 君 | 総務課主幹 畑 中 寛 之 君 |

議会事務局職員出席者

書記 林 洋 昭 君

書記 亀 谷 栄 聡 君

書記 吉 田 和 史 君

午後 1時30分開会

○議長（柴田増三君） 皆さん、こんにちは。令和8年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

公立東濃中部医療センターにつきましては、先月の13日に竣工式典が盛大に開催され、今日1日に無事、開院されました。病院事務組合の管理者、副管理者であります両市長には、この大きな事業をしっかりと進めていただきましたことに改めまして、感謝を申し上げます。これまで、両市の病院統合に向けて議論を進めてきた事がようやく形になりましたが、今後は両市民にとって安心して暮らし続けられる医療提供体制がしっかりと構築されていくよう引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

さて、今定例会は令和8年度予算や令和7年度補正予算、条例改正の案件がございます。議員各位におかれましては、どうか慎重にして十分なる審議を尽くしていただき、議会の責務を果たしたいと思ひますので、議事運営には特段のご協力をお願ひいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それではここで、管理者である土岐市長からご挨拶をいただきたいと存じます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 皆さんこんにちは。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は、令和8年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠に有難うございます。

さて、先ほど議長からもお話がありましたが、公立東濃中部医療センターは今日1日に開院を迎えることができました。改めましてこれまでの新病院建設に対する組合議員の皆様のご支援、ご尽力に感謝申し上げます。

新病院は開院から2週間ほどが経過いたしました。初日に81名の入院患者さんを送りましたが、現在は150名程に増えているとのことでございます。外来診療も2日から始まりまして、当初は100名程度の予約診療から始まり、現在は500名程の予約された方々が外来診療に訪れているとのこと、徐々に診療体制の充実を図りながら、地域医療の中核拠点として土岐市・瑞浪市にお住いの方やその周辺の方々にとっても安心安全な医療提供ができるよう進めておりますのでよろしくお願ひいたします。

さて、今回の定例会では予算関係4件、条例関係1件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（柴田増三君） ありがとうございます。

○議長（柴田増三君） それでは、ただ今から令和8年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、安藤学君から会議規則第2条の規定により、本日の会議を欠席する旨届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（柴田増三君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において北谷峰二君及び福永泰子君を指名いたします。

○議長（柴田増三君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定しました。

○議長（柴田増三君） この際、事務局より諸般の報告をさせていただきます。

○事務局書記（林洋昭君） 諸般の報告をいたします。本日の会議に説明員として出席報告のありました方々の職・氏名一覧表をお手元に配付しておきましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（柴田増三君） 諸般の報告につきましては、ただいま事務局の申し上げたとおりでございますので、ご了承願います。

○議長（柴田増三君） 次に日程第3 議第1号 令和8年度東濃中部病院事務組合一般会計予算 から日程第7 議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について までの5件を一括して議題といたします。

提案の理由及び議案の説明を求めます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） それでは、令和8年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会が開催され、諸議案の審議をお願いするに当たりまして、組合の現状等につきまして、一言申し上げます。

令和5年2月に造成工事がスタートしまして、翌年の令和6年2月から着工した新病院建設工事も

昨年11月末に竣工し、医療機器や什器・備品等の搬入を経まして、予定通り2月の開院を迎えることができました。今後は、これまでのハード的な業務から病院運営というソフト面での業務がメインとなって参ります。指定管理者のJA岐阜厚生連とは密な連携体制を築きながら、安定した病院経営を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、提案いたします案件につきまして、その概要をご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたします案件は、予算関係4件、条例関係1件、合計5件でございます。

議第1号 令和8年度東濃中部病院事務組合一般会計予算は、予算総額5千88万5千円で、医師確保奨学資金等貸付金負担金や助産師修学資金等貸付金などを計上するものでございます。

議第2号 令和8年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算は、予算総額2千857万9千円で、医師・薬剤師謝礼金などを計上するものでございます。

議第3号 令和8年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算は、収益的収入及び支出が34億4千310万4千円、資本的収入及び支出は14億2千153万4千円、予算総額が48億6千463万8千円で、減価償却費や企業債償還金などを計上するものでございます。

議第4号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）は、給与改定に伴う人件費負担金の補正及び支払利息の増額補正をお願いするものでございます。

議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例については、令和8年度からの業務精査に伴う職員の減員を見込んでいることからその定数について改めようとするものでございます。

以上が、ご審議をお願いいたします案件の概要でございます。詳細につきましては、これより事務局長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聡君。

[事務局長 鈴木聡君登壇]

○事務局長（鈴木聡君） 議第1号 令和8年度東濃中部病院事務組合一般会計予算についてご説明いたします。一般会計予算は、組合全体に関する経費について計上する予算としております。

第1条は歳入歳出予算で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千88万5千円と定めるものでございます。内容は事項別明細書で説明をいたします。第2条は歳出予算の流用で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。事項別明細書でございます。歳入についてご説明させていただきます。1款 分担金及び負担金、1項、1目 構成市負担金は4千574万6千円で、構成市からの負担金を計上いたしました。2款 県支出金、1項 県補助金、1目 衛生費県補助金は210万円で、岐阜県地域医療確保事業費補助金を計上いたしました。3款、1項、1目 繰越金は300万円で前年度繰越金でございます。4款 諸収入、1項、1目 雑入は3万9千円で、岐阜県市町村振興協会の助

成金でございます。

5ページをお願いいたします。歳出についてご説明させていただきます。1款、1項、1目 議会費は8万7千円で、組合議会の議員報酬及び事務局に要する経費を計上いたしました。

5ページ中段から6ページをお願いいたします。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は3千35万円で、主なものとして事務系職員の人件費負担金や市庁舎施設使用料などを計上いたしました。2項、1目 監査委員費は4万8千円で、監査委員に要する経費について計上いたしました。

6ページ下段から7ページをお願いいたします。3款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費は1千740万円で、医師確保奨学金等貸付金の負担金及び助産師修学資金等貸付金に係る経費を計上いたしました。4款、1項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。組合議会議員報酬7万6千円、その他、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬1万7千円、行政不服審査委員会委員報酬1万3千5百円、監査委員報酬3万6千円を記載しております。組合事務局職員については、予算科目上負担金に分類されておりますので、給与費明細書には計上されておられません。

9ページをお願いいたします。構成市負担金明細書でございます。予算の属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。

11ページをお願いいたします。議第2号 令和8年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算についてご説明させていただきます。第1条は歳入歳出予算で歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2千857万9千円と定めるものでございます。内容は事項別明細書で説明をいたします。

14ページをお願いいたします。事項別明細書でございます。歳入についてご説明させていただきます。1款 診療収入、1項 外来収入は1千384万4千円で、外来患者の診療報酬収入と自己負担分について計上いたしました。2款 分担金及び負担金、1項、1目 構成市負担金は1千363万8千円で、構成市からの負担金でございます。3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 診療費手数料は9万7千円で、診療費手数料（診断書料）について計上いたしました。4款、1項、1目 繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。

15ページをお願いいたします。次に歳出についてご説明させていただきます。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は750万7千円で、事務系職員の人件費負担金や光熱水費などについて計上いたしました。

15ページ下段から16ページをお願いいたします。2款、1項、1目 診療費は2千7万2千円で、主なものとして医師・薬剤師への謝礼金及び医薬材料費などについて計上いたしました。3款、1項、1目予備費は100万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。

17ページから18ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。休日急病診療所運営委員報酬12万6千円、看護師及び事務員報酬280万円を記載しております。

19ページをお願いいたします。構成市負担金明細書でございます。予算の属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。

21ページをお願いいたします。議第3号 令和8年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算についてご説明させていただきます。第1条は総則であります。第2条は業務の予定量であります。第1号、病床数は一般病床400床としております。第2号、主要な建設改良事業は医療機器等整備事業として1億円を予定しております。

22ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出と、23ページの第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、後ほど予算実施計画によりご説明させていただきます。

24ページをお願いいたします。第5条は企業債でございます。令和8年度に予定する医療機器購入事業として9千万円を限度として起債を予定するものでございます。第6条は一時借入金でございます。その限度額を2億円と定めるものでございます。第7条は予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。第8条は重要な資産の取得でございます。令和8年度に取得する資産としまして、医療機器等の購入をするものでございます。

25ページをお願いいたします。令和8年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。1款 病院事業収益は34億4千310万4千円で、1項医業収益、1目 その他医業収益は1千760万円で、文書料でございます。2項 医業外収益のうち、1目 補助金は、145万4千円で、岐阜県へき地医療拠点病院運営事業費補助金で、2目 負担金及び交付金は、5億3千156万円で、構成市負担金を計上しております。3目 長期前受金(まえうけきん)戻入(もどしいれ)は22億4千626万円で、建物備品等の固定資産減価償却費の見合分でございます。4目 その他医業外収益は6億4千623万円で、主な収入は指定管理者負担金及び建物貸付料でございます。

26ページをお願いいたします。次に支出でございます。1款 病院事業費用は34億4千310万4千円で、その内訳といたしまして、1項 医業費用、1目 経費は5億8千755万7千円で、主な費用といたしまして公立東濃中部医療センター指定管理料や移設医療機器公債費の土岐市負担金などを計上しております。2目 減価償却費は22億4千626万円で、建物や構築物、機械備品等の減価償却費でございます。2項 医業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費は5億9千468万7千円で、病院事業債利息及び一時借入金利息でございます。2目 消費税は1千160万円で支払消費税でございます。3項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上しております。

27ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、収入でございます。1款 資本的収入は14億2千153万4千円で、1項、1目 補助金は1千万円で、地域医療確保施設設備整備費

補助金を計上しております。2項、1目 企業債は9千万円で、医療機器購入に係る企業債について計上しております。3項 負担金、1目 構成市負担金は13億2千153万4千円で、構成市負担金でございます。下段の支出でございます。1款 資本的支出は、14億2千153万4千円で、1項 建設改良費、1目 固定資産購入費は1億円で、医療機器購入費を計上しております。2項、1目 企業債償還金は13億1千853万4千円で、病院事業債償還金でございます。3項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。

28ページから40ページまでは予定キャッシュフロー計算書、人件費関係や予定貸借対照表、構成市負担金明細書などの資料が添付してございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして資料番号3の議案集別冊「令和7年度東濃中部病院事務組合補正予算書・補正予算説明書」をお願いいたします。

1ページをお願いします。議第4号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。第1条は総則でございます。

2ページにかけまして、第2条の収益的収入及び支出、第3条の資本的収入及び支出につきましては、補正予算実施計画で説明させていただきます。第4条は企業債の補正で、予算第5条に定めた企業債の限度額として、新病院建設事業を2千380万円増額補正し、補正後の額を184億6千880万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。補正予算実施計画でございます。今回の補正予算は、人事院勧告等による給与改定で、人件費負担金を増額補正するもの、及び、借入利息が当初予算の見込額より上がったことに伴う支払利息の不足額の増額補正をお願いするものでございます。上段は収益的収入及び支出のうち収入でございます。1款 病院事業収益、2項 医業外収益、2目 負担金及び交付金は4千448万5千円の増額補正で、構成市負担金でございます。下段の支出をご覧ください。1款 病院事業費用、1項 医業費用、2目 経費は248万5千円の増額補正で人件費負担金でございます。2項 医業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費は4千200万円の増額補正で企業債利息でございます。

4ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款 資本的収入、2項、1目 企業債は2千380万円の増額補正で、企業債でございます。新病院建設事業の防災対策事業分に充てるもので支出を伴うものではございません。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7千620万円は引継金及び内部資金で補填するものでございます。

5ページから9ページまでは予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、注記となります。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、資料番号1の議案集1ページをお願いします。併せまして資料番号4の新旧対照表は1ページをご覧ください。議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例につ

いてご説明いたします。東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、令和8年度より組合職員の減員を見込むことからこの条例を定めるものであります。

2ページをお願いします。本条例改正の趣旨でございますが、新病院の建設にあたりましては、事務職員の業務量や設計施工に必要な技術職員の配置等で定数を定めて参りましたが、新病院が開院し、令和8年度以降の業務を勘案しまして、その業務量に対応した定数とするものであります。今後は、病院建設に係る業務から運営に係る業務が必要となり、これまでの定数9人から3人とするため本条例を改正するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柴田増三君） これより議題を分割して、質疑を行います。議第1号 令和8年度東濃中部病院事務組合一般会計予算 から、議第3号 令和8年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算 までの3件について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（柴田増三君） 次に、議第4号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許可します。4番 北谷峰二君。

〔4番 北谷峰二君登壇〕

○4番（北谷峰二君） それでは、議第4号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。資本的収入1款2項企業債2千380万円に防災対策に充てると説明がありましたが、その防災対策とはどのような対策なのかご説明をお願いいたします。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聡君。

〔事務局長 鈴木聡君登壇〕

○事務局長（鈴木聡君） 企業債の防災対策事業への充当についての内容ということでございます。防災対策事業とは、受水槽やヘリポート、自家発電機といった新病院の防災に係る施設整備でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柴田増三君） 以上で通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（柴田増三君） 次に、議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（柴田増三君） ただ今までに議題となり、質疑の終結いたしました議第1号 令和8年度東濃中部病院事務組合一般会計予算 から、議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について までの5件について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午後 2時1分休憩

午後 2時1分再開

○議長（柴田増三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案を分割して、討論・採決を行います。

議第1号 令和8年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田増三君） 次に議第2号 令和8年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算について、討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田増三君） 次に議第3号 令和8年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田増三君） 次に議第4号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田増三君） 次に議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田増三君） 次に日程第8 一般質問を行います。質問を許可します。9番渡邊康弘君。

〔9番 渡邊康弘君登壇〕

○9番（渡邊康弘君） みなさんこんにちは。東濃中部病院事務組合議員、議席番号9番の渡邊康弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は、東濃中部病院事務組合休日急病診療事業の取扱いについて、質問をいたします。これまで、本組合議会での説明において、土岐市及び瑞浪市休日診療所は、公立東濃中部医療センターの敷地内に整備されると説明されてまいりました。同じ場所にあった、土岐市国民健康保険駄知診療所は、本年2月の医療センターの開院に伴い、1月31日をもって閉鎖されております。この件につきましては、私自身、また、過去に本議会に参加した議員に確認しても同様の認識でございました。休日診療所

の整備は、適切な計画を策定し進捗を管理していれば、スムーズな移転ができたのではないのでしょうか。そこで、公立東濃中部医療センターの敷地内において、休日急病診療所をする予定であったが、変更になった経緯と今後の具体的な計画について説明をお願いいたします。

要旨ア 公立東濃中部医療センターの敷地内において、休日急病診療事業を実施する予定であったが変更になった経緯はどのようなか。事務局長、答弁をお願いします。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聡君。 土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の経緯とのことでございますが、休日急病診療所の新病院敷地内への移転については、令和4年4月に策定されました「東濃中部地域新病院基本計画」に盛り込まれております。以降は、休日急病診療所の運営について協議をする機関であります「休日急病診療所運営委員会」、こちらで移転の協議を重ねてまいりました。しかし、同一敷地に2次医療機関と1次医療機関が併設されることによる課題やスタッフの役割分担及び設備の共用が困難であることなど、様々な課題が明らかになってまいりました。以降、関係機関との調整を含めまして、それらの課題を検討してまいりましたが、総合的に判断した結果、現時点で新病院敷地への移転は現実的ではないという結論に達したものでございます。

今後の休日急病診療所の扱いについては、その運営委員会におきまして、当面の間は現在の土岐市駄知町で休日急病診療所を運営しながら、休日急病診療所の今後の運営方法や移転・新設を含めまして、引き続き検討を進めていくことについて承認されたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（柴田増三君） 9番渡邊康弘君。

○9番（渡邊康弘君） 説明ありがとうございます。これまでの経緯や今後の計画については理解いたしました。それでは次の要旨に移ります。起きた事態を責めるだけでは、市民が求める問題解決には至りません。大切なのは、今後いかに建設的に市民の安心を守るか、という点です。もし、医療センター敷地内での整備が困難であれば、今後、クリニックとして有効活用が予定されている、瑞浪市の東濃厚生病院健康管理センターを活用してはいかがでしょうか。そちらであれば新たに施設整備や道路整備などの追加予算を抑えることができ、市民の貴重な税金を余分に投入する必要がなくなります。また、同施設であれば、医療センターの関連施設として居続けることも可能であり、市民や我々議員にとっても納得感のある選択肢だと考えております。

要旨イ J A岐阜厚生連東濃厚生病院の健康管理センターを活用してはどうか。事務局長、答弁をお願いします。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聡君。 健康管理センター活用のご提案ということでございます。当該施設につきましては、組合所有の施設でございませぬので、関係する機関との様々な調整が今後必要になるかと思えます。先程の答弁でもお話しをさせていただきましたけれども、休日急病診療所につきましては、今後、移転・新設・運用方法の見直しなど、色々なあり方について検討をしてまいりますので、その一つの案として参考とさせていただければと思えますので、よろしく願いいたし

ます。

○9番（渡邊康弘君） 公立東濃中部医療センターは市民の皆様の希望が詰まった施設です。これまでに尽力してもらった医療スタッフの敬意を忘れることなく、また、休日急病診療所においても既存施設を最大限に有効活用しながら、市民の皆様が心から理解し安心して利用できる対策が整うことを強く願い、私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柴田増三君） これで、渡邊康弘君の一般質問を終結いたします。これにて日程第8 一般質問を終結いたします。

○議長（柴田増三君） 以上で、本日の日程のすべてを終了いたしました。これをもちまして、令和8年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を閉会いたします。ここで、副管理者 瑞浪市長からご挨拶をいただきます。副管理者 瑞浪市長 水野光二君。

〔副管理者 瑞浪市長 水野光二君登壇〕

○副管理者（瑞浪市長 水野光二君） みなさんこんにちは。只今は、本定例会に上程させていただきました議案につきまして、慎重審議を賜り、全て可決ご承認をいただきまして誠にありがとうございました。冒頭、管理者であります土岐市長がおっしゃられましたとおり、本当に組合議員の皆さんのご理解、ご協力、そして多くの市民の皆さんのご理解ご協力を頂きながら、新病院の建設にあたってまいりましたけれども、おかげさまで無事建設し、2月1日には開院する運びとなりました。本当にありがとうございました。ただ、問題はですね、病院を建設、開院するまでの間も様々な問題がございまして、組合議員の皆さんとも議論をしてきたわけでございますし、当然、瑞浪市、土岐市、JA厚生連さんともすり合わせをする中で、様々な議論をする中でですね、建設にあたり無事開院することになったわけですが、これはこれで本当によく私共はやり遂げたなあと、そういう風に思っておりますが、問題は、これからこの病院の運営を、やっぱりしっかりやっていかないといけない。建設も大事でしたけれども、病院の経営がですね、いかに大切かということが次の大きな課題ではないのかなと、そのように思います。やっぱり多くの市民の皆さん、地域住民の皆さんからですね、やっぱり信頼される、頼りにされる病院経営をしっかりしていかなくちやいけないというのが、次の大きな課題ではないのかなというふうに思います。引き続き、組合議員の皆さんと我々執行部とですね、しっかり連携を取りながらですね、また、今までみたいに協議をさせていただいて病院の安定的な運営に務めてまいりたいと、そのように思っておりますので、どうか、引き続きのご理解とご支援のほどよろしく申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（柴田増三君） ありがとうございました。これにて散会します。ご苦勞様でございました。

午後2時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東濃中部病院事務組合議会議長 柴田増三

議 員 北谷峰二

議 員 福永泰子